

収入の計算方法

世帯月収額は、入居する方の1年間の総所得金額を計算し、それから該当する控除金額を差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

(1) 計算にあたっての注意事項	
※給与所得の方は申込時の勤務先での収入が計算の対象です。	
計算の対象となる収入の種類	<p>ア. 給料等による収入 給料、賞与、残業その他の手当、自己の受けている恩給、年金等で課税対象となるもの。交通費等の非課税分は含まれません。</p> <p>イ. 事業、日雇等による収入 総所得金額。事業による総売上額、日雇等の日給額から営業に必要な経費を控除した後の額、また利子配当等で課税対象となるもの。</p>
収入から除外されるもの	<p>ア. 遺族が受給している恩給及び年金。</p> <p>イ. 生活保護の扶助料、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送りによる収入等。</p>
退職者・休業（休職）者の扱い	<p>ア. 復業・復職した月の翌月からの収入によりP2を参照して計算してください。</p> <p>イ. 申込時に既に退職、あるいは休業・休職中である場合は無収入（収入0）として取扱います。</p>
無収入として扱わない人	<p>ア. 未成年者、又は退職を予定している人であっても申込時に勤務している人。</p> <p>イ. アルバイト・パート等であっても申込み時に収入のある人。</p>
2人以上に収入があるとき	入居する方全員（婚約者も含む）の所得金額を個別に算出して合算します。
遠隔地扶養	所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

(2) 各控除の内容及び控除額について				
※世帯の所得金額から次の控除を差し引いてください。1の親族控除はすべての世帯に当てはまります。2～7の控除は、申込世帯に当てはまる方がいる場合に1の親族控除に合わせてさらに控除してください				
符号	控除の種類	控除を受けられる人	控除額	備考
1	親族控除	申込本人を除く同居しようとする親族で同居及び同居しようとする人、ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象になっている人。（出産予定の子は含みません）。	1人につき 年 380,000 円	
2	老人控除 対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人。	1人につき 年 100,000 円	
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢 70 歳以上の人。		
4	特定扶養 親族控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の人。（配偶者は除きます）	1人につき 年 250,000 円	
5	寡婦 控除 寡夫	<p>申込本人又は同居親族で次の(1)(2)のいずれにも当てはまる女性は「寡婦」、(1)(3)のいずれにも当てはまる男性は「寡夫」になります。</p> <p>(1) 配偶者と死別し、又は離婚してから婚姻していないこと。あるいは配偶者の生死が不明であること。</p> <p>(2) 扶養親族か、又は生計を一にする子があること。この場合「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得の金額が 38 万円を超えている子は含まれません。ただし、夫と死別してから婚姻をしていない人や夫の生死が不明である人で、所得金額が 500 万円以下の人は扶養親族がいなくても「寡婦」とされます。</p> <p>(3) 「寡夫」は所得が 500 万円以下の男性で生計を一にする子があること。</p> <p>(注) ○「配偶者の生死が不明」とは一般に3年以上その人の生死が明らかでない場合をいいます。 ○「配偶者」「夫」「離婚」「婚姻」は民法上の規定によるものをいいますからいわゆる内縁関係によるものは含まれません。</p>	1人につき 年 270,000 円 以下	該当する人に所得のあるときに限り控除できます。ただし、その所得が控除額未満（27 万円未満）の場合は、その所得額のみ控除できます。
6	障害者控除	<p>次の(1)～(9)のいずれかに当てはまる人</p> <p>(1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人。これに該当する人はすべて特別障害者となります。</p> <p>(2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判断された方。このうち重度（A1、A2）の知的障害者と判断された人は、特別障害者となります。</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち障害等級が1級の人は特別障害者となります。</p> <p>(4) 精神に障害がある人で、厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人。このうち、国民年金法施行令別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人は特別障害者となります。</p> <p>(5) 身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人。このうち1級又は2級の人は、特別障害者となります。</p> <p>(6) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人。このうち障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者となります。</p> <p>(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている人。これに該当する人は、すべて特別障害者となります。</p> <p>(8) 常に就床を要し複雑な介護を要する人。これに該当する人は、すべて特別障害者となります。</p> <p>(9) 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(5)に該当する人と同程度であることの市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人。このうち(1)、(2)又は(5)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人は、特別障害者となります。</p>	1人につき 年 270,000 円	7の特別障害者控除を受ける人は、6の障害者控除を重複して受けることはできません。
7	特別障害者 控除		1人につき 年 400,000 円	

収入の計算方法（続き）

収入計算の順序

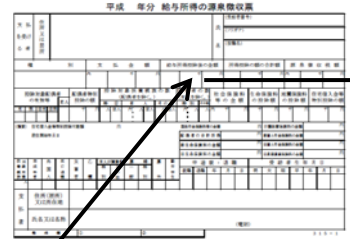
1~4の順にしたがって計算していきますと4で世帯月収額がわかります。

1 年間総収入金額あるいは年間総所得金額を次の表より確認してください。

勤務、事業等の状態が次の表の区分番号1~9のいずれかに当てはまるのか判断し、年間総収入金額あるいは年間総所得金額を確認してから順序に従い、計算を進めてください。

また、年金受給者の方で年金以外に収入のある方は個別に所得額を算出し合算してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業、日雇等の状態	計算対象となる期間および金額
年金受給の方	1	遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの。	非課税のため所得の対象にはなりません。
	2	国民年金、厚生年金、共済年金等	前年1月1日から前年12月31日までの年金額（源泉徴収票の支払い金額）（前年分源泉徴収票又は改定通知書）



給与所得の方	3	現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込時）まで勤務しているとき。	前年源泉徴収（前年1月1日から前年12月31日まで）の給与所得控除後の金額
	4	現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき。	勤務した月の翌月から1年間の年間総収入金額
	5	現在の勤務先に就職し、現在までに1年にならないとき。	勤務した翌月から申込前月までの総収入金額から算出される推定年間総収入金額 $\left(\frac{\text{勤務した月の翌月} \sim \text{申込前月までの総収入} - \text{ただし賞与を除く}}{\text{上記期間の月数}} \right) \times 12$ + [その間に支給された賞与] = 推定年間総収入金額 1,628,001円 ~ 6,599,999円
	6	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給与を支給されていないとき。	固定給（毎月決まって支払われるもの）×12で算出される推定年間総収入金額

→ 4に記入
1,628,000円以下の方は
端数整理しないで2へ進む

端数処理

総収入金額 =

4,000 (小数点以下切り捨て)

端数整理後の金額

× 4,000 =

例

2,979,369 = 744 (744.84225)

4,000

744 × 4,000 = 2,976,000

6,600,000円以上の方は
端数整理しないで2へ進む

事業所得の方	7	前年1月1日以前から現在まで同じ事業をしているとき。	前年分確定申告書（控）（前年1月1日から前年12月31日まで）の総所得金額。
	8	前年1月2日以後に事業を始め、現在までに1年以上たっているとき。	事業を始めた月の翌月から1年間の総所得金額 ※資料を持参して額の認定を受けてください。
	9	事業を始め、現在までに1年にならないとき。	事業を始めた月の翌月から申込前月までの総所得金額から算出される推定年間総所得金額 ※資料を持参して額の認定を受けてください。 $\left(\frac{\text{事業を始めた月の翌月} \sim \text{申込前月までの総売上} - \text{営業に必要な経費} \times 12}{\text{上記期間の月数}} \right)$ = 推定年間総所得金額

→ 4に記入
額の認定を受ける方は、
売上等収支を月別に整理の上
計算してください。



2 年間総収入金額から所得金額を計算してください

1の収入の種類の区分番号2、4～6に当てはまる方。

1 年金受給の方

受給者年金	公的年金等の収入の合計	年間所得金額の計算式
65歳以上の 人	～1,200,000円	0円とする
	1,200,001円～3,299,999円	年金の金額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金の金額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額×0.85－785,000円
	7,700,000円～	年金の金額×0.95－1,550,000円
65歳未 満の 人	～700,000円	0円とする
	700,001円～1,299,999円	年金の金額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金の金額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額×0.85－785,000円
上記計算式により算出した所得金額		円

2 給与所得の方（端数整理後の金額）

年間総収入金額	年間所得金額の計算式	
～650,999円	0円とする	
651,000円～1,618,999円	総収入金額－650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円とする	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円とする	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円とする	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円とする	
1,628,000円～1,799,999円	総収入金額×0.6	
1,800,000円～3,599,999円	総収入金額×0.7－180,000円	
3,600,000円～6,599,999円	総収入金額×0.8－540,000円	
6,600,000円～9,999,999円	総収入金額×0.9－1,200,000円	
10,000,000円～	総収入金額×0.95－1,700,000円	
上記計算式により算出した所得金額		円

4 世帯月収額の計算方法

次の計算式により世帯月収額を計算してください。

所得は**1**～**3**で算出した金額

$$\text{本人の所得金額} + \text{家族の所得金額} - \text{控除額の合計} = \text{円} \div 12 \Rightarrow \text{世帯月収額} \text{円}$$

3 所得金額から差引くための控除金額を計算してください。

P1の計算方法の(2)各控除の内容及び控除額について参照し、世帯の状態にあわせてあてはまるものを計算してください。

符号	控除の種類	控除の内容及び金額
1	親族控除	入居しようとしている親族（本人を除く）及び遠隔地扶養家族 380,000円×人＝円
2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき 100,000円×人＝円
3	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の老人扶養親族がいるとき 100,000円×人＝円
4	特定扶養親族控除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人がいるとき 250,000円×人＝円
5	寡婦控除 寡夫控除	所得がある寡婦又は寡夫 270,000円×人＝円 ただし、その所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除
6	障害者控除	障害者がいるとき 270,000円×人＝円
7	特別障害者控除	特別障害者がいるとき 400,000円×人＝円
該当する控除金額		
親族控除金額 1 2+3+4+5+6+7 控除金額合計		
円+円＝円		

158,000円以下であれば補助対象となります。
なお、補助額は収入区分によって異なります。

第1区分	0円～104,000円
第2区分	104,001円～123,000円
第3区分	123,001円～139,000円
第4区分	139,001円～158,000円